

第十四号の四様式（平20内府令47・全改、平21内府令78・平22内府令40・平24内府令4・平24内府令64・平27内府令38・令元内府令2・一部改正）

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

発行登録書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）

有価証券の種類】(1)

【発行予定期間】

この発行登録書による発行登録の効力発生  
予定日（ 年 月 日）から 年を経  
過する日（ 年 月 日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(2)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行短期外債】

バックアップライン の設定	金融機関			
	内容			
保証	保証者			
	保証者の概要			
	保証の内容			
準拠法及び管轄裁判所				

第2【売出要項】

1 【売出短期外債】

支払期日	売出短期外債の総額	売出しに係る短期外債の所有者の住所及び氏名又は名称

第3 【その他の記載事項】 (3)

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 までに 関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至

年 月 日) 年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至

年 月 日) 年 月 日 までに 関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日 ( 年 月 日) までに、臨時報告書を 年 月 日に 関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 までに 関東財務局長に提出予定

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至

年 月 日) 年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至

年 月 日) 年 月 日 までに 関東財務局長に提出予定

6 【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日 (

年 月 日)までに、外国会社臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長  
に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を 年 月 日に関東財  
務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第十四号様式に準じて記載すること。

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

短期外債と記載すること。

(2) 発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額  
又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記  
載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載す  
ること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を  
予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短  
期外債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短  
期外債の償還期日及び償還額を記載すること。

(3) その他の記載事項

提出者が法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。